令和５年４月 26 日
教　　育　　庁

令和５年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業調査研究協力者の募集について（募集要項）

東京都教育委員会は、都内公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校小学部・中学部（以下「都内公立小・中学校等」という。）に在籍し、フリースクール等民間団体・民間施設（以下「フリースクール等」といいます。）に通う不登校児童・生徒及びその保護者の支援ニーズやフリースクール等での活動内容などを把握するために調査研究を行うことになり、調査研究協力者を募集することにしました。この調査に御協力いただいた方には、調査協力金をお支払いします。

つきましては、以下のとおり募集しますので、調査研究に協力してくださる方は、申請をお願いいたします。

１　目的

都内公立小・中学校等に在籍する不登校児童・生徒のうち、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類、調査協力金の支給による効果等を把握し、東京都教育委員会の今後の施策立案に生かすために実施します。

２　申請者

都内公立小・中学校等にお子様が在籍している保護者の方です。

３　申請の要件

東京都教育委員会の調査研究（アンケートへの回答など）に協力してくださる方で、次の要件を全て満たす方です。

（1）児童・生徒
　ア　都内公立小・中学校等に在籍し、不登校の状態にある方（校長の証明による）
　イ　不登校児童・生徒への支援を主たる目的とするフリースクール等に通って相談・指導を受けている方
（2）保護者（申請者）
　ア　児童・生徒の在籍校と日常的に連絡が取れる方

４　調査の対象となる児童・生徒

次の要件を全て満たす施設に通所する児童・生徒です。

（1）不登校の児童・生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、活動実績のある通所型の施設
（2）児童・生徒の在籍校及び区市町村教育委員会との連携・協力体制が構築できる施設
（3）児童・生徒の健全育成を図っている施設

５　調査協力金

調査に御協力いただいた保護者には、児童・生徒一人につき、一月当たり２万円（税込：お支払いする額は、源泉徴収税額を差し引いた額となります。）、年間最大 24 万円をお支払いいたします。

ただし、次の項目に該当する場合は、調査協力金のお支払いを取り消しますので、御承知おきください。

（1）申請したフリースクール等への在籍が無くなったとき
（2）東京都外の学校に転校したとき
（3）調査協力金の受取に関して、不正な行為があったとき
（4）調査への回答が無いなど協力が得られないとき

6　大まかな流れ

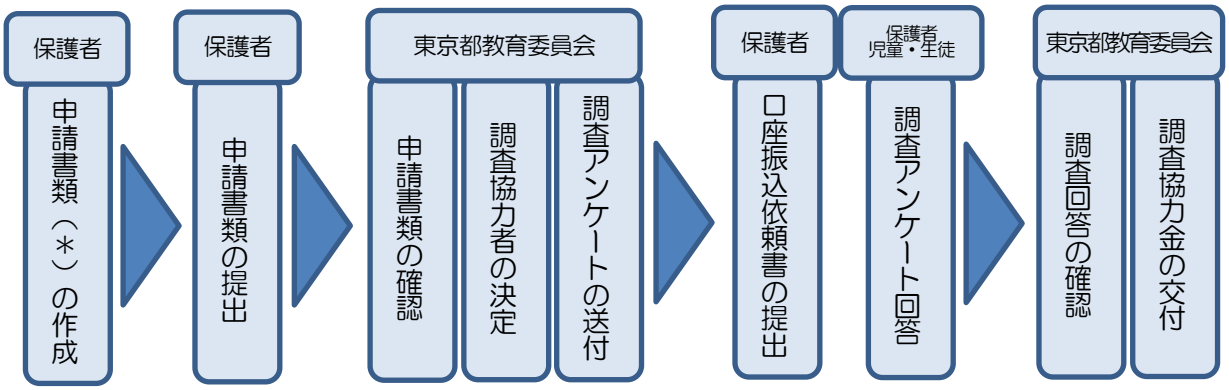

＊第２号様式（保護者の方が作成、受付フォームから申請する方は不要）
第３号様式（保護者の方が在籍校に提出し、在籍校が記入）
第４号様式（保護者の方がフリースクール等に提出し、フリースクール等が記入）

7　申請方法

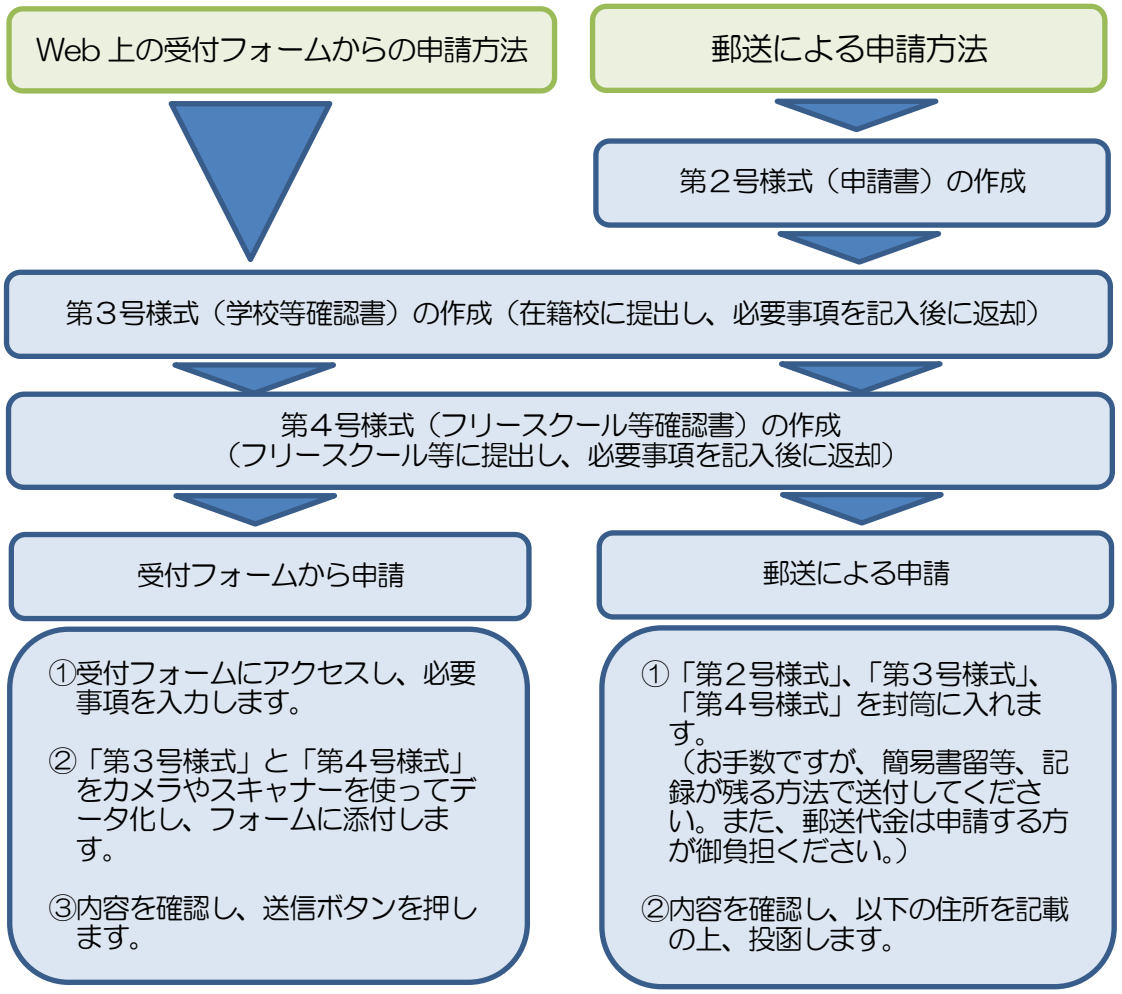

【受付フォーム】
https://form.run/@free-school

【郵送の際に切って封筒に貼ってください。】

郵便番号 460－0003
名古屋市中区錦３－４－６ 桜通大津第一生命ビル３Ｆ
株式会社　アイランド・ブレイン
令和５年度フリースクール等に通う不登校児童・生徒
支援調査研究事業　担当者　宛て

8　受付期限

第１期（令和５年４・５・６月の調査）　　：令和５年　５月３１日（水）
第２期（令和５年７・８・９月の調査）　　：令和５年　７月３１日（月）
第３期（令和５年１０・１１・１２月の調査）：令和５年１０月３１日（火）
第４期（令和６年１・２・３月の調査）　　：令和５年１２月２８日（木）

※　受付フォームからの申請の場合、各期の受付期限日の午後６時以降の申請は次の期の申請になります。郵送による申請の場合、消印の月日が申請日となります。

9　その他

(1) 本事業の詳細は、東京都教育委員会のホームページに掲載しておりますので、御確認ください。
ＵＲＬ
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/content/truancy_and_dropout.html

御申請に当たっては、（別紙）「フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業の申請に当たっての留意事項」をよく御確認ください。

(2) 申請書の記載内容について
ア　「申請者」は、東京都教育委員会及び委託業者と日常的に連絡が取れる方のお名前で御申請ください。
イ　郵送による申請の際は、第２号様式について、読み間違いが生じないように正確に御記入ください。また、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）は必ず御記入ください。
ウ　申請書の記載内容に関する問い合わせや再提出のお願いなどについて、東京都教育委員会が委託した業者から連絡させていただく場合があります。

(3) 各期の受付終了後に、東京都教育委員会で申請書類などの確認を行います。確認した内容が今回の調査における「３　申請の要件」や、「４　調査の対象となる児童・生徒」と異なる場合は、調査協力者としての決定を見送らせていただくことがありますので御了承ください。また、確認の結果については、各期の受付期限の２か月後を目途に「決定通知」にて御連絡します。

【問合せ先】
東京都教育庁指導部指導企画課不登校施策担当
直通　03-5320-7787　内線 53-091